

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



平成27年度 市税の納期限

- 固定資産税
 - 第1期 4月30日(木)
 - 第2期 7月31日(金)
 - 第3期 9月30日(水)
 - 第4期 12月28日(月)
- 軽自動車税
 - 全期 6月1日(月)
- 市県民税
 - 第1期 6月30日(火)
 - 第2期 8月31日(月)
 - 第3期 11月2日(月)
 - 第4期 2月1日(月)
- 国民健康保険税
 - 第1期 7月31日(金)
 - 第2期 8月31日(月)
 - 第3期 9月30日(水)
 - 第4期 11月2日(月)

- 第5期 11月30日(月)
- 第6期 12月28日(月)
- 第7期 2月1日(月)
- 第8期 2月29日(月)

固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋の価格等の縦覧

平成27年度は、3年ごとの
評価替えの年度となるため、
土地・家屋の評価替えを行っ
ています。

平成26年中に新築や増築を
して、新たに固定資産税の対
象となった家屋、地目変更や
分筆・合筆をした土地は、新
たに評価を行い、価格の決定
を行っています。

■閲覧・縦覧期間

- 4月1日(水)～30日(木)
- 8時30分～17時15分
- ※土・日・祝日は除く。

■固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者、賃借権・その
他の利用収益を目的とする権
利者は閲覧できます。

閲覧期間以外は、閲覧手数
料が必要となります。

■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が本人の所有する土
地や家屋の価格と周辺の土地
や家屋の価格を比較し、価格
の適正さを判断できる制度で
す。価格の比較という目的以
外での縦覧は、お断りするこ
とがあります。

縦覧帳簿の記載内容は次の
とおりです。

- 土地価格等縦覧帳簿
土地の所在、地番、地目、
地積、価格
- 家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在、家屋番号、種
類、構造、建築年次、床面
積、価格

■閲覧・縦覧に必要なもの

印鑑(スタンプ印不可)、
本人確認のための運転免許証
・健康保険証など

■閲覧・縦覧場所・問合せ

- 市庁舎本館2階
資産税課 資産税係
TEL0897-52-1325
- 各総合支所 総務課税務係

ボランティア活動を
支援しています

市では、各種ボランティア
活動に対して、補助事業を行
っています。

【まちづくりボランティア】

■補助対象団体

市内で、環境美化活動や文
化振興活動、またはその他の
地域社会生活などの改善・向
上のための活動を自主的・自
発的かつ無報酬で行う、5人
以上で構成された団体。

■対象とならない活動例

- 福祉に関する活動
- PTAとしての活動
- 自治会行事としての活動
- 政治・宗教に関する活動

■補助金額等

- 補助率 3分の2以内
- 上限額 10万円

■新規登録団体募集期間

4月1日(水)～30日(木)

【福祉ボランティア】

■補助対象団体

市内で、福祉ボランティア
活動を自主的・自発的かつ無
報酬で行う、5人以上で構成
された団体。

■対象とならない活動例

- まちづくりに関する活動
- PTAとしての活動

- 自治会行事としての活動
- 政治・宗教に関する活動

■補助金額等

- 補助率 3分の2以内
- 上限額 10万円

【まち美化パートナー】

■対象団体

市内の道路・公園・河川な
どの公共施設でボランティア
で環境美化活動などを行う、
2人以上で構成された団体。

■まち美化パートナーの役割

- 散乱ごみの収集
- 除草・草花の植栽
- 道路などの破損や樹木の損
傷、不法投棄などに関する
情報の提供

■市の役割

- 清掃用具・ごみ袋・植栽用
の草花などの提供
- ボランティア活動保険への
加入補助
- サインボードの設置(希望
団体のみ)

【問合せ・相談】

- 問合せ 市庁舎新館1階
市民生活課 市民協働推進係
TEL0897-52-1462

まちを
きれいに!



国民健康保険（国保）の資格異動、退職者医療制度の届け出をしてください

【資格異動の届け出】

届け出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

加入している医療保険が変わった方は14日以内に市役所へ届け出をお願いします。

■国保資格ができるとき

○国保の資格を有する方が西条市に転入したとき（転入時にお申し出ください）

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき（社会保険喪失証明が必要です）

○健康保険の扶養家族でなくなったとき（社会保険喪失証明が必要です）

■国保資格がなくなる時

○市外へ転出したとき（西条市で使用していた保険証を西条市役所へ必ず返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください）

○就職などで、職場の健康保険などへ入ったとき（加入している社会保険証原本が必要です）

○死亡したとき
○学校に通うため、市外に住

所を移している学生が卒業したとき

■住所地利例を受けるとき、更新するとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生（在学証明書が必要です）

○市外の福祉施設に入所している方（在所または入所証明書が必要です）

【退職者医療制度の届け出】

国保退職者医療への届け出をする時、西条市国保が負担する医療費が軽減され、国保税負担の抑制につながります。

この制度は平成26年度末に廃止されますが、平成27年度以降それまでの退職被保険者が65歳になるまでは、この制度の対象となります。

平成26年度末までに国保に加入し、次の条件に該当する方は、届け出をしてください。

■退職者医療制度の対象者

次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者です。

○65歳未満の国保加入者
○厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上、または40歳以降で10年以上（国民年金の加入期間は除く）あり、平成26年度末までに受給権

を取得している方

■届け出に必要なもの

年金証書、印鑑（スタンプ不可）、国民健康保険証（被扶養者がいれば、その方の保険証も必要です）

【問合せ】

○本庁舎新館1階
市民生活課 市民係
TEL 0897-52-11211

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

〜ごみはルールを守って正しく出しましょう〜
指定ごみ袋・粗大ごみ処理券の配布

平成27年度1年分の指定ごみ袋と粗大ごみ処理券は、1年分を一括無料配布します。

「指定ごみ袋引換券」が届いた方は、引換券を持って、6月30日（火）までに担当課へ受け取りにお越しください。

7月以降の配布は、段階的に枚数が減少します。

西条市に住民登録をしていない方や事業所には無料配布を行っていません。担当課で、ごみ処理手数料（1枚につき100円）をお支払いください。

■配布枚数（全世帯一律）

○もえるごみ指定袋（大）110枚

（袋が不足する5人以上の世帯には、世帯人数に応じて追加配布できます）

○もえないごみ指定袋（大）20枚

○粗大ごみ処理券 10枚

■中袋への交換
もえるごみ袋は大から中へ交換できます。ご希望の方は担当課までお持ちください。

■ごみ袋の引き取り
指定ごみ袋が余っている場合は、担当課へお持ちいただければ引き取ります。年間の使用枚数が配布枚数以内に収まるよう、ごみの減量化・資源化にご協力ください。

■問合せ
○市庁舎新館2階
環境衛生課 衛生係
TEL 0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課
生活環境係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします！



緊急走行にご理解とご協力をお願いします

119番通報を受けた消防車や救急車などの緊急車両は、一刻も早く火災現場や救急現場に急行し、被害を最小限とするため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

安全かつ速やかに現場に急行できるように、皆さん一人一人のご理解とご協力をお願いします。



平成27年度からの 指定管理者を指定しました

本年3月末で指定管理者の指定期間が満了した10施設について、4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定しました。

- 指定した施設と指定管理者
 - 老人憩の家、丹原高齢者生活福祉センター、小松生きがデイサービスセンター
 - 社会福祉法人西条市社会福祉協議会
 - 東予総合福祉センター、丹原福祉センター、小松地域福祉センター
 - 社会福祉法人西条市社会福祉協議会
 - やすらぎ苑
 - 道前総業有限公司
 - 本谷温泉館
 - 本谷温泉MDリゾート
 - 石鎚ふれあいの里
 - 特定非営利活動法人西条自然学校
 - 休日夜間急患センター
 - 一般社団法人西条市医師会
- 指定期間
 - 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間
- 問合せ 市庁舎本館3階
行政改革推進課

行政改革推進係

TEL0897-52-1364

日本年金機構のお知らせ

【国民年金の「学生納付特例制度」をご存じですか?】

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生に対して、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。

※この制度を受けるには年度ごとの申請が必要です。

■対象となる学生

所得が一定以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程を含む）

■申請方法

年金手帳（お持ちの方）、印鑑（スタンプ印不可）、学生証（コピー可。表と裏）または在学証明書を持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

なお、平成26年度以前に申請・承認済の方で、引き続き平成27年度以降も在学予定の方には、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の申請書

が送られていますので、必要事項を記入し返送すると、27年度の学生納付特例申請を行うことができます。

■注意点

一定以上の障害や死亡といった不慮の事態には、条件を満たせば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、特例申請等をせず、保険料を未納のまま不慮の事故等で一定以上の障害が残った場合、障害基礎年金を受け取れない恐れがありますので、申請手続きはお早めにお願います。

なお、学生納付特例承認期間中は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。ただし、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますが、経過期間によって一定の額が加算されます。

【問合せ】

- 新居浜年金事務所
TEL0897-35-1362
- 市庁舎新館1階
市民生活課 年金係
TEL0897-52-1383
- 各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

障害者日常生活用具対象 品目を追加・変更しました

「西条市障害者日常生活用具給付事業」の対象品目を次のように追加・変更しました。

■追加

- 地上デジタル放送対応ラジオ
上限 月額2万9000円
- 対象 視覚障害2級以上の者
耐用年数 6年
- カーシート
上限 8万6700円

対象 18歳以上の者で上肢下肢または体幹機能障害2級以上を所持するものうち、自力で座位が保持できない者（補装具費支給制度の適用を受けられないものに限る）

■変更

- 人工内耳用充電電池
耐用年数（変更前） 2年
（変更後） 1年

■申請先

- 市庁舎新館2階
社会福祉課 障害者福祉係
TEL0897-52-1214
FAX0897-52-1294
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

不正大麻・けし撲滅運動月間 4月～6月

けしには、植えて良いけし（ひなげし、おにげし等）と植えてはいけないけしがあります。植えてはいけないけしは麻薬の原料となるため、法律で栽培が厳しく規制されています。愛媛県では「不正大麻・けし撲滅運動月間」として、正しい知識の普及啓発や不正栽培の発見除去などの活動をしています。

■植えてはいけないけしの特徴

- 草丈は成長すると1メートル以上になり、茎は太く、がっちりしている。
- 茎や葉の表面にはほとんど毛がない。
- 茎や葉は「ろう」がかった白っぽい緑色。
- 葉の付け根が、太い茎を半分抱くような形でついている。

■相談先 西条保健所 TEL0897-56-1300

**タクシー利用助成券と
公衆浴場無料開放利用券を
交付します**

【タクシー利用助成券】

■交付対象者

- ①在宅高齢者
満75歳以上の所得税非課税世帯の方
- ②在宅重度心身障害者
所得税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方

■交付枚数

- ①1人年間12枚（同一世帯の2人目からは年間6枚）
- ②1人年間24枚

【公衆浴場無料開放利用券】

■交付対象者

- 在宅高齢者
満65歳以上の方
- 在宅心身障害者（児）
心身障害者（児）手帳を所持している方

■交付枚数

- 1人年間36枚

■利用できる公衆浴場

- 宝湯（壬生川）
- 明神湯（高田）
- 道前溪温泉（丹原町来見）

■無料開放日

【申請開始日・手続き】

4月1日(水)申請開始

- 4月1日以降、住所・氏名・年齢の確認できるもの（健康保険証・運転免許証・障害者手帳など）と印鑑を持って、窓口で手続きをしてください。

【注意事項】

- 年度途中での交付の場合、月割り計算となります。
- 昨年度の利用券は、4月1日以降は使用できません。

【高齢者対象の申請窓口】

- 市庁舎本館1階 高齢介護課 長寿・いきがい対策係
Tel 0897-52-11292
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）
居住地の公民館（公衆浴場無料開放利用券のみ）

【障害者対象の申請窓口】

- 市庁舎新館2階
社会福祉課 障害者福祉係
Tel 0897-52-11214
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

**障害のある方などの自動車税、
軽自動車税を減免します**

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。

■申請期限後は受付できませんので、ご注意ください。

■対象となる車両

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人、いずれか1台）※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。

■車両の使用目的

○障害者本人が運転する車
目的は特に問いません。
○障害者と生計を一にする方が運転する車
申請日現在において、障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。

○障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している方が運転する車

○軽自動車税 納税通知書において、車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑（スタンプ印不可）、納税通知書、身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、運転免許証、車検証

※本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です。

■申請期限

○自動車税 5月25日(月)まで

■申請先

○市庁舎本館2階
市民税課 市民税係
Tel 0897-52-11317

○軽自動車税 納税通知書の受領から5月25日(月)まで
※軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。

■自動車税の申請先

○東予地方局課税課
自動車税係
Tel 0897-56-11300

○市庁舎本館2階
市民税課 市民税係
Tel 0897-52-11317

○各総合支所 総務課税務係

■自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

区分	本人の運転	障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	1～4級
	戦傷病者	特別～4項症	特別～4項症
聴覚障害	身体障害者	2・3級	2・3級
	戦傷病者	特別～4項症	特別～4項症
平衡機能障害	身体障害者	3級	3級
	戦傷病者	特別～4項症	特別～4項症
上肢不自由	身体障害者	1・2級	1・2級
	戦傷病者	特別～3項症	特別～3項症
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症	特別～4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症	特別～4項症
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	身体障害者	1・2級	1・2級
	戦傷病者	1～6級	1～3級
音声機能障害	身体障害者	1～3級	1～3級
	戦傷病者	特別～3項症	特別～3項症
知的障害	療育手帳	3級(無喉頭)	3級(無喉頭)
	保健福祉手帳	特別～2項症(無喉頭)	特別～2項症(無喉頭)
精神障害	療育手帳	A級	A級
	保健福祉手帳	1級	1級

**下水道の供用開始区域が
決定しました**

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者などは、供用開始の日から6カ月以内に生活排水や浄化槽などの汚水を下水道に接続しなければなりません。

また、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

■下水道事業受益者の供用開始区域

玉津	横黒西、横黒下、玉津、大谷西、中土居、船屋東北、川北、市塚 各一部区域
飯岡	辰川、東野口、池の内、末広町、東大道、半田 各一部区域
西条	青江町、北新田、北浜南、百軒巷 各一部区域
神拝	王子町の一部区域
大町	上小川、若葉町西、沢、新田 各一部区域
神戸	宵、原、中西、東原、棚林、北組、東組 各一部区域
橋	西泉東、北山、坂元 各一部区域
水見	竹内、久保、宮の下、末長 各一部区域
周布	周布の一部区域
多賀	北条、三津屋、三津屋東 各一部区域
三芳	三芳の一部区域
国安	国安、桑村 各一部区域
壬生川	円海寺の一部区域
丹原	丹原町池田、丹原町今井、丹原町願連寺、丹原町古田、丹原町久妙寺 各一部区域

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を

行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店が分からない場合は市ホームページをご覧ください。なるかお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館2階 下水道業務課
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
東予・丹原下水道係

**水洗便所改造資金の
融資をご利用ください**

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に

対し、市では資金の融資をあっせんしています。

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難
○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がない
○下水道供用開始日から3年以内に行う工事
○申請者と生計が別で市内に住

■融資限度額

○くみ取り便所の場合
改造工事1件につき40万円
○浄化槽の場合
改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担

■償還方法 改造工事1件につき、貸し付けの翌月から、毎月1万円ずつ償還

■申込方法 改造工事に着手する前に申し込んでください。

■問合せ

○市庁舎本館2階 下水道業務課
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
東予・丹原下水道係

**下水道使用人数が変更した
場合は届け出をしてください**

下水道の使用料を使用人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず市へ届け出をしてください。

届出がない場合は、住民票の世帯人数で徴収します。

■住民票を異動していない長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外へ就学や勤務、入院・施設入所などで長期にわたる不在の世帯員がいる場合は、市へ届け出てください。

不在の人数分を差し引いて使用料を算定します。

■注意事項

長期不在者の届け出は、就学や入院などの事由により、使用料のわからない期間が異なりますので、1年ごとや年度末ごとの届け出が必要です。詳細は、左表をご覧ください。

■問合せ

○市庁舎本館2階 下水道業務課
TEL 0897-52-1224
○東予総合支所建設管理課
東予・丹原下水道係

■長期不在者が世帯のなかにいる場合の届け出

不在事由	届け出に必要な書類	使用料がかからない期間
市外の学校に在学 (市外居住)	○在学証明書 ○学生証	卒業見込みの年度末まで
入院 (1カ月以上)	○医師の診断書 ○直近の請求書・領収書	最長1年間 ※1年ごとの届け出必要
施設入所 (1カ月以上)	○入所証明書 ○直近の請求書・領収書	
就業のため市外に居住	○勤務証明書	
その他の不在事由	○不在証明書 ○直近の公共料金請求書・領収書 ※不在者の氏名・居住先の記載が必要	

※印鑑(スタンプ印不可)が必要です。
※届け出後、不在期間や不在事由の変更があった方は、再度、届け出が必要です。

スポーツ分野での
全国大会出場を応援します

市では、体育・スポーツ分野における各種競技の全国大会へ出場される皆さんを応援し、その技術の向上や振興発展を図るため補助金交付制度を設けています。

■対象事業

①公益財団法人日本体育協会

およびこれに加盟する競技団体が主催する全国大会

②前記①以外の団体が主催する大会では、地区予選を経て出場権を獲得したもの、または主催団体の推薦により参加する全国大会

③国民体育大会、県スポーツ・レクリエーション大会

■対象者 市内在住者

■申請手続 申請書・収支予算書に必要事項を記入し、大会要項・予選結果・参加者名簿などを添付して、大会開催までに提出してください。

■その他 補助金額は、大会規模や開催場所により異なります。

■問合せ 市庁舎新館2階

スポーツ健康課

TEL 0897-152-1255

有害鳥獣被害の
防除費用を助成します

市では、有害鳥獣による農作物や林産物等への被害を防止するため、電気柵機びんきくまきの設置などの防除費用を助成しています。

■助成内容

予算の範囲内で、次の購入費に対して助成します。

○電気柵機

○防護柵（トタンでの防護柵は対象外）

○防護ネット（獣害対策限定）

○爆音機（猿害対策限定）

※爆音機は地元自治会などの同意が必要。

■助成金額 補助率 2分の1以内
上限額 1人年間5万円

■助成対象者 市内に住所と農地を有する農業者、権限に基づく権利を有する耕作者など

■問合せ 市庁舎新館3階 林業課

林政係

TEL 0897-152-1504

○各総合支所農林水産課
農林振興係（東予）
農林水産係（丹原・小松）

高速道路
夜間通行止めのお知らせ

【松山自動車道】

松山IC～大洲IC

■規制日時

4月13日（月）～17日（金）

20時～翌朝6時

■う回路

県道23号・国道56号

【今治小松自動車道 今治湯ノ浦IC～いよ小松IC・JCT】

■規制日時

5月11日（月）～16日（土）

20時～翌朝6時

■う回路

国道11号・国道196号

【松山自動車道 大洲北只IC～西予宇和IC】

■規制日時

5月25日（月）～27日（水）

20時～翌朝6時

■う回路

国道56号

【問合せ】
○西日本高速道路(株)四国支社
愛媛高速道路事務所
TEL 089-1905-1018

○四国夜間工事専用

ウェブサイト

URL <http://www.w-nexco.co.jp/shikoku-yakan/>

銃砲刀剣類には
登録手続きが必要です

銃砲刀剣類を新たに発見した場合、登録手続きが必要です。

最寄りの警察署へ発見の届け出を行い、発見届出済証の交付を受けた後、銃砲刀剣類を持って、県庁で偶数月の第3木曜日（祝日の場合は翌日）に手続きを行ってください。

■問合せ

県教育委員会文化財保護課

TEL 089-1912-2976

4月のスポーツカレンダー sport calendar

行事名	日時	場所
西条市議会議長杯大会 (軟式野球)	5日 9:00 12日 9:00	ひうち球場ほか
西条市内5高校親善野球試合	18日 9:00 19日 10:00	ひうち球場
西条市議会議長杯・協会旗 決定戦大会(軟式野球)	19日 9:00	クラレグラウンド

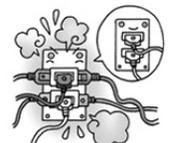
行事の日程・場所等は、変更になる場合があります。

電気機器火災に気をつけて ～電気機器は正しく使用しましょう～

平成26年、西条市で電気機器による火災が4件発生し、出火原因として増加の傾向にあります。コンセント部分のホコリや電気コードの折れ曲がり、束ねての使用は、非常に危険です。

■電気コード火災を防ぐポイント

- コンセントにホコリがたまらないように、隠れているところは注意して定期的に掃除をする。
- 差し込みプラグをコンセントから抜くときは、電気コードではなくプラグ本体をもって抜く。
- 電気コードの折れ曲がり、家具などの下敷きに注意する。
- テーブルタップは、決められた容量内で使用する。 ○電気コードは束ねて使用しない。



催し



市内5高校親善野球試合

■開催日

4月18日(土)・19日(日)

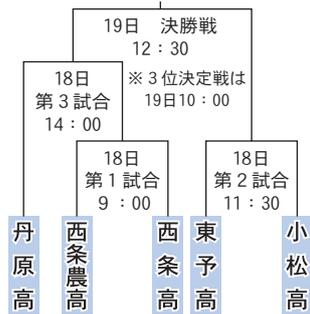
※18日が雨天の場合、19日に順延し、3位決定戦は実施しない。
 ※決勝戦は当該校と協議の上実施するかどうかを決定。
 ※両日雨天の場合は中止。

■場所・問合せ

ひうち球場

TEL 0897-53-4761

組み合わせ表



山菜まつり

■日時 4月19日(日)

10時～14時(雨天決行)

■内容

山菜の天ぷら、うどん、こんにゃくなどの販売。

■場所・問合せ

石鎚ふれあいの里

TEL 0897-59-0203

四国の祭り2015

■開催日

○5月3日(日)
 ○5月4日(月)

※なお4日には、愛媛県代表として西条まつりのだんじりが出演します。出演時間は、12時前後に2回予定。

■場所

高松市サンポート高松

(JR高松駅横)

■内容

西条まつりのだんじり、阿波踊り、よさこい、獅子舞の出演、四国の食に関する物産展も開催します。

■問合せ

市庁舎新館4階

観光物産課

TEL 0897-52-1446

講座教室

石鎚ふれあいの里各種教室

【身近な山菜の見分け方講座】

■日時 4月15日(水)・16日(木)・22日(水)・24日(金)

10時～13時

■内容

大保木周辺で山菜を採集し、天ぷらにして食べます。

■定員・参加費(昼食代込)

各10人 1人1700円

【草木染 春の野草で染める】

■日時 4月23日(木)

9時30分～12時

■定員・参加費(素材代別)

6人 1人800円

■必要なもの エプロン、ナイロン袋、剪定ばさみ

【よもぎ団子をつくる】

■日時 5月2日(土)・3日(日)

4日(月)

○10時30分～12時

○13時30分～15時

■定員・参加費

各10人 1人500円

【しばもちをつくろう】

■日時 5月5日(火)

○10時30分～11時30分

○13時30分～14時30分

地元食材を使った料理教室・講習会

みっちゃんの料理教室

- 日時 4月28日(火) 10時～13時
- 内容 鯖(さわら)料理を数品とお楽しみメニューを作ります。
- 講師 榎 満津子氏
- 定員 16人(応募多数の場合は抽選)
- 参加費 2,000円 ●申込期限 4月21日(火)

苺の収穫体験&料理教室

- 日時 5月16日(土) 9時～13時
- 場所 収穫体験：ゆきもと農園
料理教室：食の創造館
- 内容 苺(いちご)の収穫体験後、果実酢を作ります。簡単ランチも作ります。
- 講師 シニア野菜ソムリエ 加藤智子氏
- 定員 12人(応募多数の場合は抽選)
- 参加費 2,500円 ●申込期限 5月9日(土)



申込先 食の創造館 TEL0898-65-7150

【臨時休館】4月13日(月)・27日(月)は全館清掃作業・商品管理などのため休館します。

市民救命士養成講習会

■日時

4月19日(日) 9時～12時

■場所

東消防署3階 大会議室

■内容

目の前で人が倒れたら、あ

■定員・参加費
各10人 1人500円

【申込先】

石鎚ふれあいの里

TEL 0897-59-0203

※開催日の10日前までにお申し込みください(先着順)。

あなたはご存知ですか?
 そんな時のために市では毎月第3日曜日(応急手当の日)に心肺蘇生法・AEDの使用
 方法、異物除去法等の講習会を実施しています。交通事故や子どもが食べ物を詰まらせた、そんな時に落ち着いて行動し、命を救うことができる技術を学んでみませんか?

■申込先

○東消防署救急係

TEL 0897-55-0119

○西消防署救急係

TEL 0898-68-0119

平成27年度 市民大学 のご案内

市民の皆さんの高度で専門的な学習要望にお応えし、心豊かで充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目的として、西条市市民大学を開設します。
各講座の主な内容は、下表のとおりです。

- 申込方法 市教育委員会（市庁舎新館4階、東予総合支所）、各公民館に設置してある市民大学の案内チラシに申込用紙が付いていますので、必要事項を記入し、中央公民館か前述施設へ提出してください。
- 募集期間 4月1日(水)～25日(土)
- 問合せ 中央公民館 TEL0898-65-4030

講座名	開催日・サブテーマ	講師
マナー講座 暮らしに生かそう！日本の作法！ 定員：50人程度 場所：中央公民館 時間：13時30分～15時	①9月16日(水)：コミュニケーション能力を高めよう ②10月21日(水)：すぐに役立つ茶菓のマナー ③11月18日(水)：和室でのマナー ④12月16日(水)：弔事の知識 ⑤1月27日(水)：テーブルマナー実技	全日本作法会 教授 山辺桂子氏
身近な法律講座 身近な法律問題 定員：50人程度 場所：丹原公民館 時間：13時30分～15時	①6月3日(水)：高齢者を保護する諸制度（後見など） ②7月1日(水)：遺言と遺留分 ③8月5日(水)：消費者被害に遭わないために ④9月2日(水)：交通事故に遭ったときの対処法 ⑤10月7日(水)：個人の生活にかかわる法律	弁護士 奥島直道氏 弁護士 板谷淳一氏 弁護士 三浦裕章氏 弁護士 岡林義幸氏 弁護士 村上昭子氏
文学講座 やまとびとの死生観 定員：80人程度 場所：中央公民館 時間：13時30分～15時30分	①7月12日(日)：新古今和歌集のレクイエム ②8月2日(日)：光源氏と女性たち ③9月6日(日)：レクイエムとしての俳句 ④10月18日(日)：無常という美意識 ⑤11月29日(日)：万葉人のレクイエム（挽歌を中心に）	聖カタリナ女子高等学校 田中千晶氏 愛媛大学文学部准教授 秋山英治氏 南海放送キャスター 木藤隆雄氏 愛媛大学附属高等学校 谷口浩一氏 愛媛大学副学長 清水 史氏
歴史講座 歴史に学ぶ 定員：80人程度 場所：中央公民館 時間：13時30分～15時30分	①9月5日(土)：大都市パリの大改造（ナポレオン3世とオスマン） ②10月10日(土)：古日記による江戸期の気候復元 ③11月14日(土)：元禄の伊予の殿様 ④12月12日(土)：ドラッカー（経営学者）からピケティ（経営学者）へ ⑤1月9日(土)：近代鉄道史と坊っちゃん列車	愛媛大学名誉教授 山川廣司氏 愛媛大学名誉教授 深石一夫氏 愛媛大学名誉教授 内田九州男氏 愛媛大学名誉教授 水口和寿氏 放送大学愛媛センター長 森 孝明氏
健康講座 健康アラカルト 体と心と環境と 定員：80人程度 場所：中央公民館 時間：13時30分～15時30分	①5月10日(日)：医療最前線 ここまで解明「病気の正体」 ②6月6日(土)：ストップ「口コモ」 ③7月26日(日)：心の病「うつ」を撃退 ④8月8日(土)：使って便利 福祉用具を使いこなす ⑤9月12日(土)：今から対策「感染症」免疫力を高めよう	河原医療大学校 池之上卓治氏
食育講座 健康で明るく生きるために 楽しく食育 定員：25人程度 場所：①③⑤神拝公民館 ②④食の創造館 時間：10時～12時	①5月22日(金)：基本を知ろう！ ②6月19日(金)：調理実習「楽しく実践 食べる幸せ」 ③7月17日(金)：食事で作る健康な心と体 ④8月21日(金)：調理実習「子どもたちに伝えたい！ 楽しく料理」 ⑤9月18日(金)：健康と食	(株)ヘルシープラネット 代表取締役社長・管理栄養士 今川弥生氏
人権・同和教育講座 場所・時間 ①②③ 総合文化会館 19時20分～ ④⑤ 中央公民館 10時～	①5月27日(水)：意識調査の結果について（否定的な意見に対する対応） ②6月17日(水)：インターネットと人権（プライバシー問題） ③7月8日(水)：天まで届け！ ひまわりの花 ④8月1日(土)：いじめ問題の解決について ⑤9月12日(土)：様々な人権問題について（エイズ・高齢者問題を中心に）	愛媛県人権対策協議会西条支部長 原田保一氏 (財)反差別・人権研究所みえ 松村元樹氏 新居浜南高等学校教諭 石田伸一氏 NPOえひめ心のつばさ理事長 大野まつみ氏 四国エイズプロジェクト代表 木城香代氏

段ボールコンポスト講習会
簡単に段ボールで
生ごみが堆肥に!!



※参加者には段ボールコンポスト1箱(1000円相当)を差し上げます。

TEL 0897-52-1338

環境衛生課 衛生係

市庁舎新館2階

申込先

申込期限 4月20日(月)

定員 ①②各10人(先着順)

指導団体 エコチャンネル

場 所

第15回産業文化フェスティバル ふれあいエコ会場

日時

4月29日(水)

① 11時 ~ ② 13時 ~

募 集



男女共同参画推進会議
委員募集

市では男女共同参画社会実現のための意見や提言をいた
だく、男女共同参画推進会議
の委員を募集します。

活動内容 年間4回程度の
会議や研修会への参加、男女
共同参画計画の審議

任期 委嘱の日から2年間

応募資格 18歳以上の市内在住者

募集人員 5人程度

募集期限 6月3日(水)

応募方法

市庁舎本館4階総務課・各
総合支所総務課にある応募用
紙に必要事項を記入し、提出
(郵送・Eメールなど)して
ください。応募用紙は市のホ
ームページからもダウンロード
できます。

応募先・問合せ

TEL 793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市役所 総務課

TEL 0897-52-11205

TEL somu@sajo-city.jp

創作教室 受講生募集 受講料：無料(材料費は個人負担) 申込期間：4月1日(水)~10日(金)

創作の家と各地域交流センターでは、創作教室の受講生を募集します。受講希望の方は、各施設へ直接お申し込みください。申込受付は、定員になり次第締め切ります。

創作の家 大町395-1 TEL0897-56-7493

教室名・内容	定員	日 時
陶芸(初級) 花瓶、食器、飾り物	20人	第1・3金曜日 9:30~12:00
陶芸(中級) 初級修了者対象	20人	第1・3金曜日 13:30~16:00
陶芸(上級) 中級修了者対象	20人	第2金曜日 9:30~15:30
盆栽(初級) 季節に応じた手入れ	20人	第1・3火曜日 13:00~16:00
盆栽(中級) 初級修了者対象	20人	第2・4火曜日 13:00~16:00
木彫 初心者コース 一般彫刻	20人	第1・3水曜日 13:00~16:00
木工 初心者コース 小型家具など	15人	第1・3木曜日 13:00~16:00
手芸(初級) 紙粘土人形作り	15人	第1・3金曜日 9:30~12:00
手芸(中級) 初級修了者対象	15人	第2・4金曜日 9:30~12:00
パソコン 初心者コース	15人	第1・3土曜日 9:00~12:00
書道 初心者コース	15人	第2・4水曜日 9:30~11:30
ペン字 初心者コース	20人	第1・3水曜日 9:30~11:30

西条東部地域交流センター 飯岡550 TEL0897-55-3961

教室名・内容	定員	日 時
陶芸(初級) 花瓶、食器、飾り物	20人	第1・3木曜日 9:30~12:00
陶芸(中級) 初級修了者対象	20人	第1・3木曜日 13:30~16:00
陶芸(上級) 中級修了者対象	20人	第2木曜日 9:30~15:30
手芸 紙粘土人形作り	20人	第1・3水曜日 9:30~12:00
木彫 アクセサリー、一般彫刻など	20人	第2・4水曜日 13:00~16:00
トールペイント アクリル絵の具ペイント	20人	第2・4火曜日 13:00~16:00
かざらクラフト 手工芸品、民芸品	20人	第3火曜日 9:30~16:00
歌唱(1部) 歌謡曲ほか	50人	第1・3水曜日 13:00~15:30
歌唱(2部) 歌謡曲ほか	50人	第2・4水曜日 13:00~15:30

西条西部地域交流センター 氷見西新開59 TEL0897-57-6061

教室名・内容	定員	日 時
陶芸(初級) 花さし、つば、食器	20人	第1・3火曜日 9:30~12:00
陶芸(中級) 初級修了者対象	20人	第1・3火曜日 13:30~16:00
陶芸(上級) 中級修了者対象	20人	第2火曜日 9:30~15:30
木彫 アクセサリー、一般彫刻など	20人	第2・4月曜日 13:00~16:00
盆栽 季節に応じた手入れ	20人	第1・3木曜日 9:30~12:00
染色 現代の感性に合った染色	16人	第1水曜日 9:30~16:00
歌唱(1部) 歌謡曲ほか	50人	第1・3木曜日 13:00~15:30
歌唱(2部) 歌謡曲ほか	50人	第2・4木曜日 13:00~15:30
ガラスアート ホビークラフト	20人	第3水曜日 9:30~12:00

東予南地域交流センター 石田402-1 TEL0898-65-6680

教室名・内容	定員	日 時
陶芸(初級) コップ、花瓶、食器	18人	第1・3木曜日 9:30~11:30
陶芸(中級) 初級修了者対象	18人	第2火曜日 9:30~11:30
フラワークラフト ポトルフラワー、花びらメイキングなど	10人	第2木曜日 10:00~12:00
ネイチャープリント 小物、アクセサリー、壁飾りなど	15人	第2月曜日 9:30~11:30
スタンピングコラージュ レジンやスタンプで小物作り	10人	第4木曜日 10:00~12:00
茶道(初級) 礼儀、お茶の作法	10人	第2・4水曜日 10:00~12:00
茶道(中級) 初級修了者対象	10人	第1・3水曜日 10:00~12:00

東予北地域交流センター 三芳997 TEL0898-66-4185

教室名・内容	定員	日 時
陶芸(初級) コップ、花瓶、食器	20人	第2・4日曜日 13:30~15:30
陶芸(中級) 初級修了者対象	20人	第1日曜日 13:30~15:30
革細工 小物入れ	15人	第1月曜日 13:30~15:30
パッチワーク 小物入れ、飾り物	20人	第1・3土曜日 13:30~15:30
ボール体操 ボールを使った体操 (毎月)と音楽に合わせた体操(年4回)	30人	第2木曜日(毎月) 13:30~15:30 第4木曜日(年4回) 13:30~15:00
リズム教室 年中児~小学3年生	20人	土曜日(奇数月) 10:30~11:30

平成27年度
第1回危険物取扱者試験

- 試験の種類 甲種、乙種 (1〜6類)、丙種
- 試験日時 6月21日(日) 10時〜(受付9時30分〜)
- 受験地 西条市、新居浜市、今治市、松山市、八幡浜市、宇和島市
- 願書受付期間
- 書面申請 4月13日(月)〜23日(木)必着
- 電子申請 4月10日(金)〜20日(月)
- 願書配布先 消防本部予防課、西消防署 東予地方局総務県民課
- 願書受付場所・時間 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 一般財団法人 消防試験研究センター愛媛県支部
- ※8時45分〜17時(土・日除く)
- TEL089-932-8808
- 問合せ
- 電子申請に関する問合せ 消防試験研究センター TEL0570-071-1000
- そのほかの問合せ 消防本部予防課 危険物係 TEL0897-561-0251

夏彩祭2015出展ブース
&ステージ出演者募集

- 【夏彩祭開催日】 8月23日(日)
- 【出展ブースの部】
- 時間 10時〜15時
- ※延長の場合あり。
- 内容 特に制限なし。
- ※営利目的可。
- スペース テント半分
- 出展料 3000円
- ※テント・机・イスあり。
- ※持ち込み料1000円
- 【ステージ出演の部】
- 時間 30分
- ※10時から15時の間
- 内容 特に制限なし。
- 【応募期限】 4月30日(木)
- ※応募多数の場合は実行委員会にて選考し、決定。
- 【応募先】 夏彩祭実行委員会 (西条商工会東予支所内) TEL0898-64-5000



第15回 小さな作品展
作品募集

- 内容 郷土の誇れる風景・農作物・行事など自由な題材で、はがきサイズに絵画・イラスト・絵手紙・版画などで表現した作品を募集。
- ※応募作品は、6月3日(水)〜12日(金)の間、中央公民館ロビーに展示。
- ※表彰式は、7月11日(土)14時から通所介護センターまほろば(三津屋南)で開催。
- 対象 市内の小・中・高校に通学する児童・生徒

募集期間
4月10日(金)〜5月8日(金)
応募先
〒799-1353 三津屋南10-20 医療法人弘仁会管理部 「小さな作品展」係

- ※応募作品は返却しません。
- 問合せ アトリエしまなみ事務局 TEL090-5142-5563

技術海上・航空幹部
平成28年4月1日現在、38歳未満で大卒者(短大除く) ※修学時の学科専攻・技術業務経歴が2年以上

- 技術海曹
- 技術海上・航空幹部
- 試験日 6月29日(月)
- 技術海曹 6月26日(金)
- 技術海上・航空幹部 6月26日(金)
- 【問合せ】 自衛隊新居浜出張所 TEL0897-321-5396

ふれあい看護体験参加者募集

5月12日は「看護の日」に制定されており、この日を含む週間が「看護週間」です。その記念行事として1日看護体験の参加者を募集します。看護師になりたい、ご家族の介護に役立てたい、病院のことを知りたいなど、どなたでも参加できます。

実施日	実施施設(定員)・受付・問合せ
5月9日(土)	西条中央病院(5人) 〒793-0027 朔日市804 TEL0897-56-0300 総務課(山本)
5月16日(土)	西条愛寿会病院(6人) 〒793-0035 福武甲158-1 TEL0897-55-2300 事務長秘書(高野)
5月16日(土)	西条市立周桑病院(6人) 〒799-1341 壬生川131 TEL0898-64-2630 医療連携室(吉井)
5月16日(土)	済生会西条病院(5人) 〒793-0027 朔日市269-1 TEL0897-55-5100 看護部(三島)
5月16日(土)	村上記念病院(6人) 〒793-0030 大町739 TEL0897-56-2300 看護部(佐藤)

- 応募方法 往復はがきに「ふれあい看護体験参加希望」と明記し、往信文面に次の項目を記入し、各施設に直接申し込んでください。
- ①住所②氏名(ふりがな)③年齢④性別⑤職業(学生は学校・学年)⑥電話番号⑦洋服・靴のサイズ⑧中学生・高校生は学校の許可の有無
- 応募期限 4月24日(金)必着
- ※詳細は各受付・問合せ窓口まで。